

令和2年度 加古川市

協働のまちづくり推進事業

～ 事業提案募集のご案内 ～

団体のみなさんが自主的・主体的に取り組む事業について提案いただき、協働で取り組む事業として採択された場合は、その事業にかかる経費の一部を補助します。

令和2年度に実施する、さまざまな地域の課題解決に取り組む事業や、新たに立ち上げる事業のほか、加古川市が目指す『結婚から子育てまで“ぐうっと”応援するまち』の実現につながる事業など、たくさんの提案をお待ちしています！

スタート応援型
(一般枠)
上限50万円

スタート応援型
(学生枠)
上限20万円



地域協働型
上限30万円

テーマ設定型
上限100万円

課題解決型
上限100万円

新設しました！

～提案募集期間～

●事前相談受付

令和2年4月13日(月)～5月29日(金)

※ 本提出には、事前相談の実施が必要です。

提案をお考えの方は、必ず事前相談期間中に相談にお越しください。

●本提出 令和2年6月8日(月)～6月19日(金)

加古川市役所 協働推進課 (新館3階)

TEL : 079-427-9764 FAX : 079-441-7161



1. 協働のまちづくり推進事業とは

加古川市では協働によるまちづくりを進めており、町内会・自治会（以下「町内会」という。）、市民活動団体、事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの特徴を生かして一緒にまちづくりに取り組むことを目指して、『協働のまちづくり推進事業』を実施しています。

この事業では、社会一般の利益を目的とした事業の提案を募集し、その事業にかかる経費の一部を補助することで、団体のみなさんを応援します。

- ★ 地域協働型は、地域団体が協働で地域のために取り組む事業を応援します。
- ★ スタート応援型（一般枠）は、地域社会に貢献する新たな活動を応援します。
- ★ スタート応援型（学生枠）は、学生が取り組む地域社会に貢献する活動を応援します。
- ★ テーマ設定型は、「結婚から子育てまで“ぐうっと”応援するまち」を目指して取り組む事業を応援します。
- ★ 課題解決型は、市が指定する課題を解決するために実施する事業を応援します。
 - ①大学の「知」を活用したまちづくり活動
 - ②子どもたちに食と居場所を提供する「子ども食堂」の立ち上げ、運営
 - ③加古川河川敷を活かしたにぎわいづくり
 - ④「人生の最終段階」について考える機会の提供
 - ⑤障がい者スポーツを楽しむ場づくり
 - ⑥町内会・自治会による安全・安心マップ等の作成

2. 対象となる団体（補助の区分によって異なります。）

（1）地域協働型・スタート応援型（一般枠）・テーマ設定型・課題解決型
次の①～⑦の要件を全て満たす団体を対象とします。

- ① 5人以上の会員が提案事業に関与し、実際に活動を行っている団体
- ② 団体の運営に関する規約や定款などを定めている団体
- ③ 継続的な活動をしている又は活動していく見込みの団体
- ④ 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
- ⑤ 暴力団及び暴力団員等が関与しない団体
- ⑥ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的としない団体
- ⑦ 営利活動を目的としない団体（※）

※テーマ設定型、課題解決型は営利活動を目的とする団体も対象となります。

※「営利活動を目的としない」とは…？

事業によって得た利益を、会員等で分配しないことを指します。

よって、事業実施にかかる実費相当の金額を参加者から徴収するなど、適正な受益者負担を求めることや、寄付・クラウドファンディングなどで活動資金を調達することは差し支えありません。

(2) スタート応援型（学生枠）

次の①～⑥の要件を全て満たす団体を対象とします。

- ① 5人以上の学生のみで構成される団体（※）
- ② 団体の運営に関する規約や定款などを定めている団体
- ③ 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
- ④ 暴力団及び暴力団員等が関与しない団体
- ⑤ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的としない団体
- ⑥ 営利活動を目的としない団体

※「学生」とは…？

高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の高等課程・専門課程に籍を置く生徒、学生を指します。

なお、学校の所在地や、団体の構成員となる学生の居住地は問いませんので、加古川市外にある学校に通っている方や、加古川市外に居住している方も対象となります。

- ★ 1 団体が提案できる事業は、補助の区分に関わらず1年度につき1提案です。 ★
なお、団体の構成員のうち3分の1以上が同じ団体は、同一団体とみなします。



3. 対象となる事業（補助の区分によって異なります。）

（1）地域協働型・スタート応援型（学生枠）・テーマ設定型・課題解決型

次の①～③の要件を全て満たす事業を対象とします。

- ① 社会一般の利益を目的とする事業
- ② 事業の主な効果が加古川市内で生じる事業
- ③ 令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に実施する事業

（2）スタート応援型（一般枠）

次の①～⑤の要件を全て満たす事業を対象とします。

- ① 社会一般の利益を目的とする事業
- ② 事業の主な効果が加古川市内で生じる事業
- ③ 団体が「新たに開始する」又は「開始して間もない」事業（※）
- ④ 令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に実施する事業
- ⑤ 令和2年度から3年間の事業計画を策定している事業



※「新たに開始する」又は「開始して間もない」事業とは…？

次の①～③のいずれかに該当する事業を指します。

- ① 新たに立ち上げる又は立ち上げて3年未満の団体が実施する事業
なお、団体の名称が変更されていても、構成員の3分の1以上が同じ人で構成された団体の場合、同一団体とみなし、新たに立ち上げた団体とみなしません。
- ② 既存の団体がこれまでと異なる分野や活動内容で新たに開始する又は活動を開始して3年未満の事業
- ③ 既存の団体がこれまでの活動拠点に加えて、新たに活動の拠点を増加させて実施する事業
(事業の実施年数は、令和2年4月1日を基準日とします。)

4. 対象とならない事業（全ての補助の区分で共通です。）

「3. 対象となる事業」の要件を全て満たしている場合でも、次の①～⑤のいずれかに該当する事業は、対象外となります。

- ① 補助金の交付申請時点までに完了する事業
- ② 加古川市（外郭団体を含む）から委託や他の補助金などを受ける事業
※本補助金の交付決定後に加古川市（外郭団体を含む）から委託や他の補助金を受けることになった場合は、補助金の交付決定を取り消します。
- ③ 営利を目的とする事業
- ④ 個人の趣味的な活動や共益的・互助的・親睦的な事業
- ⑤ その他公序良俗に反する等、補助事業として適当でないと認められる事業



5. 補助金の区分と補助金額

地域協働型 …… 上限30万円 補助率50%

地域の課題解決のために多様な主体と連携して取り組む事業を支援するため、地域団体（町内会・PTAなど、地縁による団体）や市民活動団体を対象に、必要な経費を補助します。

●協働の相手方

- ・地域団体が申請する場合…市民活動団体又は同地域以外の地域団体
- ・市民活動団体が申請する場合…地域団体に限る

（事業例）

- ・町内会と防災団体が協働で実施する救命講習や防災訓練
- ・町内会が民間事業者と協働で地域防災マップを作成する事業

スタート応援型（一般枠） …… 上限50万円 補助率50%

市民活動団体が新たに取り組む事業を支援するため、活動をはじめて3年未満の事業を対象に、必要な経費を補助します。

同一事業への補助金交付は最大2回までです。

補助金の交付終了後は、団体の自己資金のみで事業を継続して実施いただくようお願いします。

スタート応援型（学生枠） …… 上限20万円 補助率100%

学生のまちづくり活動を支援するため、学生で構成される団体が取り組む事業に必要な経費を補助します。

テーマ設定型 …… 上限100万円 補助率50%

『「結婚から子育てまで“ぐうっと”応援するまち」ブランディング緊急プロジェクト』の主旨に沿って実施する、活動実績が1年以上の事業に必要な経費を補助します。

『「結婚から子育てまで“ぐうっと”応援するまち」ブランディング緊急プロジェクト』とは…

加古川市では、これまで「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「子育て世代に選ばれるまち」を目指し、様々な事業に取り組んできました。この取り組みをさらに推し進めるため、「結婚から子育てまでを応援する」というコンセプトのもと、「①次世代の若者に夢を」「②安心して結婚するには？」「③安心して出産するには？」「④安心して子育てするには？」という4つのカテゴリに特に力を入れ、加古川市全体で取り組むプロジェクトです。

具体的には、

- 結婚を希望する人の出会いを応援！
- 妊娠、出産、産後の不安を解消
- みんなで楽しく子育てを！
- 地域総がかりで子どもを育む！
- 子どもたちに安全・安心な放課後を！

といったことを目指して取り組む事業の提案をお待ちしています！

課題解決型 …… 上限100万円 補助率50%

市が指定する課題を解決するために実施する事業に必要な経費を補助します。

①大学の「知」を活用したまちづくり活動

大学の持つ専門的知識や技術、アイデアを生かし、市民活動団体の活動の幅を広げたり、より効果的な方法で地域課題の解決に取り組む事業を応援します！

例えば、

- ××学科の学生と一緒に地域~~~~~を改善
- 学科の研究結果を生かして~~~~~に取り組む

など、大学と連携することで、普段と違った視点からヒントを得て活動に取り組んでみませんか。

※ 大学との仲介は協働推進課が行いますので、まずは協働推進課窓口までご相談ください。

②子どもたちに食と居場所を提供する「子ども食堂」の立ち上げ、運営

「子ども食堂」とは、子どもや親子に対して無料または安価で食事を提供する場です。

単に食事を提供することだけでなく、地域の親子の居場所づくりや放課後の居場所として、また、学習の場としての活用や、地域の人々とのつながりの場、コミュニケーションの手段としての役割も期待することができます。

子ども食堂を立ち上げたいと考えている団体や、すでに子ども食堂を運営している団体を応援します！

③加古川河川敷を活かしたにぎわいづくり

加古川市は、兵庫県の中央部に源を発し、播磨灘にそそぐ「加古川」の下流域から河口に位置するまちです。

観光GAP調査では、加古川のイメージは「川がシンボル」と回答する方が5割以上となっており、母なる川「加古川」のロケーションを活かした河川敷で、市民が楽しめるイベントを実施し、にぎわいを生み出す事業を応援します！

④「人生の最終段階」について考える機会の提供

自分自身の希望や価値観は、自分が望む生活や医療・介護を受けるためにとても重要な役割を果たします。

もしものときのために、自らが希望する医療・介護を受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療・介護を望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有すること（人生会議）の必要性が高まっています。

このように、人生の最期まで自分らしく暮らすために、「人生の最終段階」について考える機会を提供する講演会や講座といった事業を応援します。

⑤障がい者スポーツを楽しむ場づくり

スポーツを通じて豊かな生活を営むため、すべての人がスポーツに参画できる機会を確保しなければなりません。そのためには、障がいの有無にかかわらず身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりが必要です。

しかし、加古川市では市内を拠点として活動する障がい者スポーツ団体等が少ないのが現状です。

いつでも、だれでも、どこでも気軽に障がい者スポーツを楽しむ「場」ができるよう、地域で障がい者スポーツを普及しようとする活動を応援します。

⑥町内会・自治会による安全・安心マップ等の作成

地域住民が相互に連携し、犯罪の防止や災害時の対応について備えておくことは、安全・安心に暮らすことができる地域社会の形成に繋がることが期待できます。

安全・安心なまちづくりに向けて、それぞれが危険な場所や自らの役割について考え、具体的な行動内容やそのために必要となる要素などについて、検討することが重要です。

町内会・自治会の会員が集まり、話し合いながら、犯罪や災害に備えるためのマップ、マイ・タイムラインや災害避難カード等を作成する活動を応援します。

6. 対象となる経費・対象とならない経費

下表に掲載されているもののうち、提案事業にかかる直接的な経費のみを対象とします。

※ どの区分に該当するか不明な費用は、必ず事前にお問合せください。

区 分	対象となるもの	対象とならないもの	条件
報 償 費	・講演会やイベント等の講師への謝礼	・団体構成員への支払い	テーマ設定型、課題解決型のみ対象
交 通 費	・団体の活動拠点（事務所の所在地）から、 <u>市内の活動場所</u> への移動に係る経費 ・補助事業の当日または団体構成員以外の者との打合せ等に必要な移動に係る経費 ※ 次頁の「交通費の詳細について」を参照してください。	・団体構成員だけで活動する際の経費 ・市外への移動に関する経費	スタート応援型（学生枠）のみ対象
消 耗 品 費	・文房具、コピー用紙、インク、ファイルなど、1品5千円未満の物品	・食品、食材 ※ 課題解決型（②）のみ、子ども食堂で提供する食事のために調理、加工して使用する食材を対象経費として計上できます。 ・団体構成員の勉強用の資料など、事業の中で直接使用しないもの ・個人所有となるもの	
燃 料 費	・事業で使用する草刈機や発電機等の燃料	・移動目的に使用する燃料 ※ スタート応援型（学生枠）のみ、交通費として計上できます。	
印 刷 製 本 費	・パンフレット、チラシ、ポスターなどの印刷代	・団体紹介や活動報告など団体の運営に関する印刷物	補助金の助成事業であることが明記されていないものは、補助対象外
通 信 運 搬 費	・切手代、郵送代	・電話代 ・インターネット使用料	事業のために使用したと判断できないものは、補助対象外
保 険 料	・イベント保険やボランティア保険の掛金		

委託料	・会場設営や警備などの専門業務や資格等が必要な業務の委託料	・事務所の管理委託などの一般業務の委託料	テーマ設定型、課題解決型の場合
	・資格や免許が必要な業務の委託料	・会場設営や警備などの専門業務の委託料 ・事務所の管理委託などの一般業務の委託料	地域協働型・スタート応援型の場合
使用料 賃借料	・会場使用料 ・器材使用料	・事務所などの家賃に相当するもの ・経常的に使用する機器の使用料	
備品購入費	・1品5千円以上の物品	・カメラ、パソコン、机など、事業以外にも団体が経常的に使用する物品	スタート応援型のみ対象
その他	・上記の区分にあてはまらない経費で、市長が特に認めたもの		事前に相談してください。

※ 交通費の詳細について

移動の方法	対象となる経費	備考
自家用車、バイク等 団体構成員所有の交通用具	・ガソリン代 ・駐車場代（必要最小限の台数） ・駐輪場代	・ガソリン代は1kmあたり37円として計算する
レンタカー等	・レンタカー等の賃借料 ・ガソリン代 ・駐車場代（必要最小限の台数） ・駐輪場代	・施設等に無料駐車場がある場合は、そちらを優先して使用すること
バス・電車	・バス、電車の運賃	
その他		必ず <u>事前に相談</u> してください。

7. 対象外経費に関する注意事項

次に該当する経費は全て対象外経費になります。

- 支出の内容や金額、支出先等が確認できないもの
- 事業ではなく団体運営にかかる費用
- 団体の構成員に対する賃金、報償費、委託料など
- お弁当、お菓子、飲み物などの食糧費や会食にかかる経費など、飲食に関する費用
ただし、課題解決型（②）については、一定の条件を満たす食材は対象経費にできます
- 団体が所有している備品等の不具合を修繕するための費用
- イベント参加者へ配布する記念品や参加賞、景品などの費用
- その他、補助事業に直接関係のない経費や、社会通念上補助すべきでない認められる経費など、市長が適当でないと認める費用

8. 補助金額の算出方法（補助の区分によって異なります。）

（1）地域協働型・スタート応援型（一般枠）・テーマ設定型・課題解決型

次の①、②のうち、少ない方の額を補助額とします。

なお、②により算出した額がマイナスとなる場合は、補助金の額は0円になります。

- ① 補助対象経費の合計 × 50%
- ② 総事業費 - （他団体からの補助金等 + 寄付金・協賛金 + 事業収入）

（2）スタート応援型（学生枠）

次の①、②のうち、少ない方の額を補助額とします。

なお、②により算出した額がマイナスとなる場合は、補助金の額は0円になります。

- ① 補助対象経費の合計 × 100%
- ② 総事業費 - （他団体からの補助金等 + 寄付金・協賛金 + 事業収入）

（3）算出方法に関する注意事項（全ての補助の区分で共通です。）

- ① 算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てます。
- ② 算出した補助金の額が、各補助金の区分に定める上限額を超える場合は、その上限額が補助金の額となります。
- ③ 提案事業に係る収入があった場合は、補助金額の算出に影響しますので、いつ、誰から、どのような目的のお金を受け取ったのかを、必ず記録しておいてください。
- ④ 本補助金の交付後に、提案事業に係る収入があったことが発覚した場合、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

9. 事業全体のスケジュール（予定）

【令和2年度】

4月13日	提案書（事前相談用）の受付開始
）	提案内容に関する事前相談
5月29日	提案書（事前相談用）提出〆切
6月8日	提案書（本提出用）の受付開始
6月19日	提案書（本提出用）提出〆切
7月9日	公開プレゼンテーション
7月末	事業採択／不採択を決定
8月1日	補助金交付申請書の提出
）	補助事業の実施
10月	中間報告書の提出
3月末	事業完了
事業完了後	実績報告書の提出
）	補助金額の確定
	補助金請求書の提出
	補助金支払い



10. 提案書提出から公開プレゼンテーションまでの流れ

（1）提案書（事前相談用）の提出（事前相談）

〔令和2年4月13日（月）から5月29日（金）まで〕

本事業の趣旨にあった事業であるか、提案書の内容や予算書の書き方などの事前相談を行います。確認の結果、内容等について一部見直しをしていただく場合もあります。
事前相談のない事業は、その後の本提出をすることができませんので、必ずご相談ください。

（2）提案書（本提出用）の提出

〔令和2年6月8日（月）から6月19日（金）まで〕

事前相談にてご相談いただいた内容について、提案書（本提出用）として提出してください。

（3）公開プレゼンテーション〔令和2年7月9日（木）加古川市民会館で開催予定〕

事業内容などのプレゼンテーションを行っていただき、「加古川市協働のまちづくり推進事業提案内容検討会」で評価します。

公開プレゼンテーションに参加されない場合は、提案書の提出がなかったものとみなします。

1 1. 提案書の提出

【提出期間】 事前相談：令和2年4月13日（月）～5月29日（金）

本 提 出：令和2年6月 8日（月）～6月19日（金）

※土・日曜日、祝日等の休業日を除く。

【提出先】 加古川市役所 新館3階 協働推進課 TEL：079-427-9764（直通）

9時～17時 ※12時～13時を除く。

【提出方法】 直接持参

※ ご来庁の際は、来庁予定の日時を必ずご連絡の上、お越しください。

事前にご連絡をいただいていない場合は、相談をお待ちいただくことがあります。

※ 提案書は返却しませんので、必ず写しをとっておいてください。

【提出書類】 ① 加古川市協働のまちづくり推進事業提案書

② 提案事業内容（別紙1）

③ 提案事業の収支予算（別紙2）

④ 提案団体の概要（別紙3）（町内会は不要）

⑤ その他資料

・ 構成員名簿（町内会・民間事業者は不要）

※スタート応援型（学生枠）に応募する団体は、構成員の「学校名」「学年」がわかるように記載してください。

・ 団体規約（町内会は不要）

・ 活動内容がわかる参考資料

①～④の様式は、加古川市のホームページからダウンロードできます。



1 2. 検討の方法

提案事業ごとに以下の項目について評価します。提案書はこれらの項目を踏まえてご記入ください。

●地域協働型

- ① 事業内容が地域の実情に合っていて、地域住民の利益になるか。
- ② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 継続的に事業に取り組むことや、今後、事業を発展させていくことができるか。
- ⑤ 他の地域へ波及させたい事業か。

●スタート応援型（一般枠）

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 継続的に事業に取り組む計画があるか。
- ⑤ 補助金に頼らずに事業を継続していくために、自主財源の確保に努めているか。

●スタート応援型（学生枠）

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 学生のまちづくり活動として、他の学校や学生へ波及させたい事業か。
- ⑤ 学生ならではのユニークな視点や自由なアイデアが盛り込まれているか。

●テーマ設定型

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 事業が「結婚から子育てまで“ぐうっと”応援するまち」の実現のために、より効果的か。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。

●課題解決型

- ① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
- ② 事業が課題解決型で示す各課題の実現のために、より効果的か。
- ③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって具体的に計画されているか。
- ④ 発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。

基準	大変優れている	優れている	普通	やや十分でない	十分でない
点数	5	4	3	2	1

(1) 検討会委員が5項目（テーマ設定型は4項目）について、それぞれ5点満点で採点します。

※ テーマ設定型の「②事業が「結婚から子育てまで“ぐうっと”応援するまち」の実現のために、より効果的か。」及び課題解決型の「②事業が課題解決型で示す各課題の実現のために、より効果的か。」は、5点満点の得点を2倍として計算します。

(2) 委員採点から平均点を算出し、その結果を参考に市が事業ごとの得点（25点満点）を決定します。

(3) 市が決定した得点によって、事業採択の適否及び補助金交付可能額を決定します。

ただし得点が、地域協働型・スタート応援型で10点未満、テーマ設定型・課題解決型で13点未満の場合は、自動的に不採択とします。

※ 事業採択の適否及び補助金交付可能額は予算の範囲内で決定します。事業が採択されない場合や、希望した補助金額に満たない額となる場合もありますので、ご了承ください。

13. 事業が採択された場合のスケジュール（予定）

(1) 採択通知の送付（令和2年7月末）

提案事業の採択／不採択と交付予定額を決定し通知します。

(2) 補助金交付申請書の提出（令和2年8月1日～）

補助金の交付を希望する場合は、「補助金交付申請書」を提出していただきます。

(3) 事業進捗状況報告書の提出（10月中旬）

9月末現在の事業の進捗状況を報告していただきます。

事業は3月末までに完了してください。

(4) 実績報告書の提出（事業完了から2週間以内）

提出いただいた実績報告書を確認し、補助金額を確定します。

事業の収支決算により、補助金額が減額される場合があります。

(5) 補助金の支払い（「補助金請求書」提出から3週間程度）

地域協働型とスタート応援型で補助金を受ける団体が希望される場合は、事業完了前に補助金をお支払いすることができます。ただし、実績報告の結果、補助金の確定額がすでにお支払いした額を下回る場合は返還していただきます。

14. 事業実施にあたっての留意事項

(1) 領収書の保管について

補助対象経費については、実績報告の際に領収書の原本を提出していただきます。

領収書の紛失やもらい忘れなど、実際に支出していても証明するものがない場合は対象にできませんので、取得や保管には十分ご注意ください。

また、領収書などの宛名が記載されていない場合や、団体の正式名称が記載されていない場合、購入したものが領収書から判別できない場合も、対象にできません。領収書を発行してもらえることを事前に確認してから、経費を執行してください。

（領収書の発行ができない場合は、事前に協働推進課までご相談ください。）

なお、感熱紙は時間が経つと印刷が薄くなり、内容の判別ができなくなることがあります。すぐにコピーを取るなどの対応をしてください。

(2) 事業費の執行について

事業に係る経費に関しては、見積り合わせを行い、最安値の事業者と契約するなど、経費の削減に努めてください。

(3) 印刷物への記載内容について

補助事業に関する印刷物（チラシやポスターなど）には、加古川市協働のまちづくり推進事業補助金を活用して実施する事業であることを明示してください。記載がない場合、その印刷物にかかる経費は補助対象外となります。

（例）令和2年度 加古川市協働のまちづくり推進事業補助金助成事業 など

(4) 事業の見学について

現地に伺って事業実施の様子を確認させていただくことがありますので、日時や開催場所などの詳細が決まり次第、必ず協働推進課へお知らせください。

(5) 活動状況の記録について

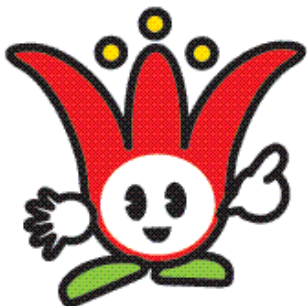
事業に関する活動はこまめに記録をしてください。(打合せや準備作業なども含む。)

活動日や活動場所、参加人数や内容、活動の様子の記録写真など、事業の中間報告や実績報告などの際に必要なになります。

15. その他

- ① 補助金の交付が決定した事業は、団体名や事業内容、交付決定額などを公表します。
また、市ホームページや協働推進課フェイスブックを通じて団体や活動を紹介するなど、広報活動を行います。
場合によっては、報道機関へ活動内容の情報提供をさせていただくこともあります。
広報活動を希望する団体は、事業の採択が決定した後にご相談ください。
- ② 虚偽の申請が判明した場合や、提案内容に大幅な変更が生じた場合など、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ③ 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例および加古川市補助金等交付規則の規定により、補助事業から暴力団等を排除するため、提案書や添付資料等に記載されている情報を兵庫県警察に提供・照会させていただくことがあります。
- ④ 団体の代表者や事務所の住所など、市への提出内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。
変更事項の報告がなかった場合は、補助金のお支払いができなくなることがあります。
- ⑤ 提案事業の採択・不採択に関わらず、提案に係る費用は全て団体の自己負担となります。
補助金交付事業を実施しない場合についても同様です。

協働推進課フェイスブックには、
補助金の対象事業や、
ウェルビーポイントの紹介記事が
たくさん！



加古川市協働推進課 公式 facebook



かこっぴ

『かこっぴ やるっぴ』

ページへのアクセスは
「かこっぴ やるっぴ」で検索！



<https://www.facebook.com/kakoppi.yaruppi/>

16. よくある質問 (Q&A)

●対象団体・対象事業について

Q1. 地域の交流サロンを運営する団体を立ち上げたいのですが、対象となりますか？

A1. 地域の人が集まって健康づくりのための体操をするなど、茶話会などの親睦以外に課題解決の目的があれば対象となります。

Q2. 昨年設立したダンスサークルの公演に費用がかかるのですが、補助金を申請できますか？

A2. サークルや趣味の会が実施する発表会などは対象事業とはなりません。

Q3. 一般市民に向けた研究会や勉強会などは対象になりますか？

A3. 単に研究会や勉強会を開催するだけでなく、その研究結果などをまちづくりに生かすことが目的であるなど、具体的に活用するところまでを1つの事業とする場合は対象となります。

Q4. 提案時点では団体の構成員が5人以上いますが、卒業や引っ越しなどに伴い、事業を実施する年度には団体の構成員が5人未満になります。このような団体も対象となりますか？

A4. 団体の構成員が5人未満になることが明らかな場合は対象になりません。ただし、事業実施時にやむを得ない理由で5人未満になった場合は、補助対象とします。なお、団体の構成員について変更が生じた場合は、新たな構成員名簿を提出してください。

●地域協働型について

Q5. 地域協働型の場合、地域団体にPTAは含まれますか？

A5. 含まれます。地域団体とは、町内会、老人クラブ、婦人会、少年団、PTAなど、地域のために地域の人が活動する団体のことをさします。

Q6. 地域協働型の場合、各地区の町内会連合会で申請するときも他団体との協働が必要ですか？

A6. 各地区の町内会連合会など、町内会の範囲を超えた地域の（複数の）団体で構成されている場合はそれだけで協働で実施することにあたりますので、単独での提案が可能です。

Q7. 地域協働型で町内会として提案したいのですが、相手方は同じ町内会内の団体でもいいですか？

A7. 小学校のPTAなど、町内会の範囲を超えた地域団体を協働の相手方とすることは可能です。町内会とその町内会内の少年団など、同じ町内会内の団体を協働の相手方とする場合は対象となりません。

Q8. 町内会の敬老事業に楽器の演奏団体に来てもらうのは、地域協働型の対象事業になりますか？

A8. 市民活動団体を単に出演者としてイベントに呼ぶ事業は、協働で実施する事業にあたらなため補助の対象にはなりません。

Q9. 町内会で事業提案をしたいのですが、協働の相手方は民間企業でもいいですか？

A9. かまいません。ただし、違う地域（町外）の社員が含まれている企業であることを条件とし、家族経営など社員が全員同町内会内の住民である場合は対象外とします。

Q10. 町内会内の集会所を会場として町内会から提供された場合、地域協働型での提案ができますか？

A10. 単に会場として町内会所有の施設を使用することは、地域団体との協働にはあたりません。
それぞれの団体がそれぞれの強みを生かした役割分担をして、連携して取り組む事業の提案をお待ちしています。

Q11. 地域のお祭りを2つの町内会の合同で実施したいのですが、地域協働型での提案は可能ですか？

A11. お祭りやお楽しみ会、交流サロンなど、親睦を目的とした事業は対象となりません。
親睦を目的としていない、地域のための事業であれば、複数の町内会で連携して実施する内容について提案は可能です。

●スタート応援型について

Q12. 新しく開始してから3年間で完結する活動を、スタート応援型で提案できますか？

A12. スタート応援型のうち、一般枠については新たに立ち上げた活動を継続していただくために支援するものです。継続して実施する見込みのない活動については、提案していただくことができません。
ただし、学生枠については、単年度や3年以内で完結する事業に関しても提案いただくことが可能です。

Q13. これまでに3年以上、継続して市民活動を行ってきた団体は提案できませんか？

A13. 新たな活動を開始する場合や、提案事業とする活動を開始して3年以内の場合は提案可能です。
3年以内かどうかは、団体の活動年数ではなく、提案事業の実施年数で判断します。

Q14. 活動拠点を移転して実施する場合は、新たな活動として提案できますか？

A14. 提案できません。ただし、現在の活動を継続したうえで、新たな活動の拠点を増やす場合などは、提案していただくことができます。なお、活動の回数や参加人数を増やす場合は、新たな活動とみなすことができません。

●課題解決型について

Q15. 「②子どもたちに食と居場所を提供する「子ども食堂」の立ち上げ、運営」として提案する場合、食材はどのようなものが対象になりますか？

A15. 子ども食堂で提供する食事に必要なもののうち、調理、加工して使用する食材が対象となります。
具体的には、肉、魚、野菜、果物、米や乾物などが想定されます。
お菓子やお弁当などの既製品や飲料など、調理、加工せずにそのまま食卓に提供されるものは対象外となります。
対象経費に計上できるかどうかご不明な場合は事前に用途や献立をご準備いただき、協働推進課までご相談ください。

●対象経費・対象外経費について

Q16. 委託料とは、どのような経費のことですか？

A16. イベントの司会や音響、会場の警備など、専門的な業務を委託する際に計上してください。

Q17. 協働で事業実施する相手方に謝礼を支払う場合、報償費の対象になりますか？

A17. 協働の相手方への報償費は補助の対象となりません。

また、人件費や謝礼の授受を伴う関係は、当補助金の協働の相手方とはみなしません。

Q18. 事業の実施場所に大きな備品や機材を運ぶために軽トラックを借りる必要があります。この経費は補助金の対象になりますか？

A18. レンタカーを借りる目的が、人の移動ではなく物品の運搬の場合、レンタカーの費用は賃借料として対象経費に計上することができます。

Q19. 令和2年4月の事業に使用する印刷物を制作し、令和2年3月に支払いましたが対象となりますか？

A19. 対象となりません。令和2年4月以降の支出分が対象となります。

Q20. 事業にかかった費用で、領収書の代わりに請求書の提出でもいいですか？

A20. いいえ。請求書では支払いをした証明にはなりません。納品書も同様です。

Q21. 補助金の対象としたい費用が、対象経費のどの区分に該当するかがわかりません。

A21. 該当する区分があいまいな場合は、必ず協働推進課までご相談ください。費用の区分が対象経費に該当しない場合は、実績報告で対象外経費として整理し、補助額が減額になることがあります。

●その他

Q22. 提案書の提出は郵送でもいいですか？

A22. 郵送での受け付けはできません。提出の際に事業内容についての聞き取りや協議を行います。事業内容について説明できる方や提案書を作成された方が直接持参してください。

Q23. 事業実施の結果、交付決定額よりも事業費が大きくなった場合は、補助金の増額はありますか？

A23. 補助金の増額はできません。交付決定の額が上限です。

収支予算を立てるときには、決算書との差が大きくなるように綿密に積算をしてください。

Q24. 事業実施の結果、交付決定額よりも確定額が少なくなった場合は、どうなりますか？

A24. 補助金は確定額で支払います。事前に補助金の支払いを受けている場合は、差額を返還していただくこととなります。

Q25. 団体名義の口座がありません。補助金の受け取りは団体の代表者個人の口座でもいいですか？

A25. 代表者であっても個人口座への振込みはできませんので、団体名義の口座を開設してください。

Q26. 提出書類に団体規約とありますが、民間事業者の場合は何を提出したらいいですか？

A26. 民間事業者の場合は、企業概要などでかまいません。

